

セクシャルハラスメントは許しません宣言

1 職場におけるセクシャルハラスメントは、職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、また、本会にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的信頼性に重大な影響を与える行為です。

2 本会は、下記の行為を許しません。

- ① 身体への不必要な接触
- ② 性的な冗談、からかい、質問
- ③ 性的な噂の流布
- ④ 交際、性的な関係の強要
- ⑤ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ⑥ 性的な言動に対して拒否等を行った職員等に対する不利益取扱い
- ⑦ 性的な言動により職員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑧ その他職員等に不快感を与える性的な言動

3 この方針の対象は、正職員、嘱託職員、臨時職員等本会において働いている方すべて、また、本会の福祉サービスを利用している方、関係機関・団体や取引先の職員の方等も含みます。相手の立場に立って、普段の言動をすべて振り返り、セクシャルハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。

4 相談窓口

職場におけるセクシャルハラスメントに関する相談・苦情窓口は下記のとおりです。

電話 098-933-1100 (代表番号)

- | | | |
|--------|-------|--|
| 《男性》 | 金城 和彦 | kazu@okicityshakyo.com |
| 《女性》 | 仲村 春江 | harue@okicityshakyo.com |
| 《事務局長》 | 伊佐 真栄 | isa@okicityshakyo.com |

※相談には公平に対応し、場合によっては本会の就業規則に従った懲戒処分を行います。

※相談者のプライバシーを守って対応しますので安心してご相談下さい。

5 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いは行いません。

平成19年4月1日

沖縄市社会福祉協議会
会長 登川重男